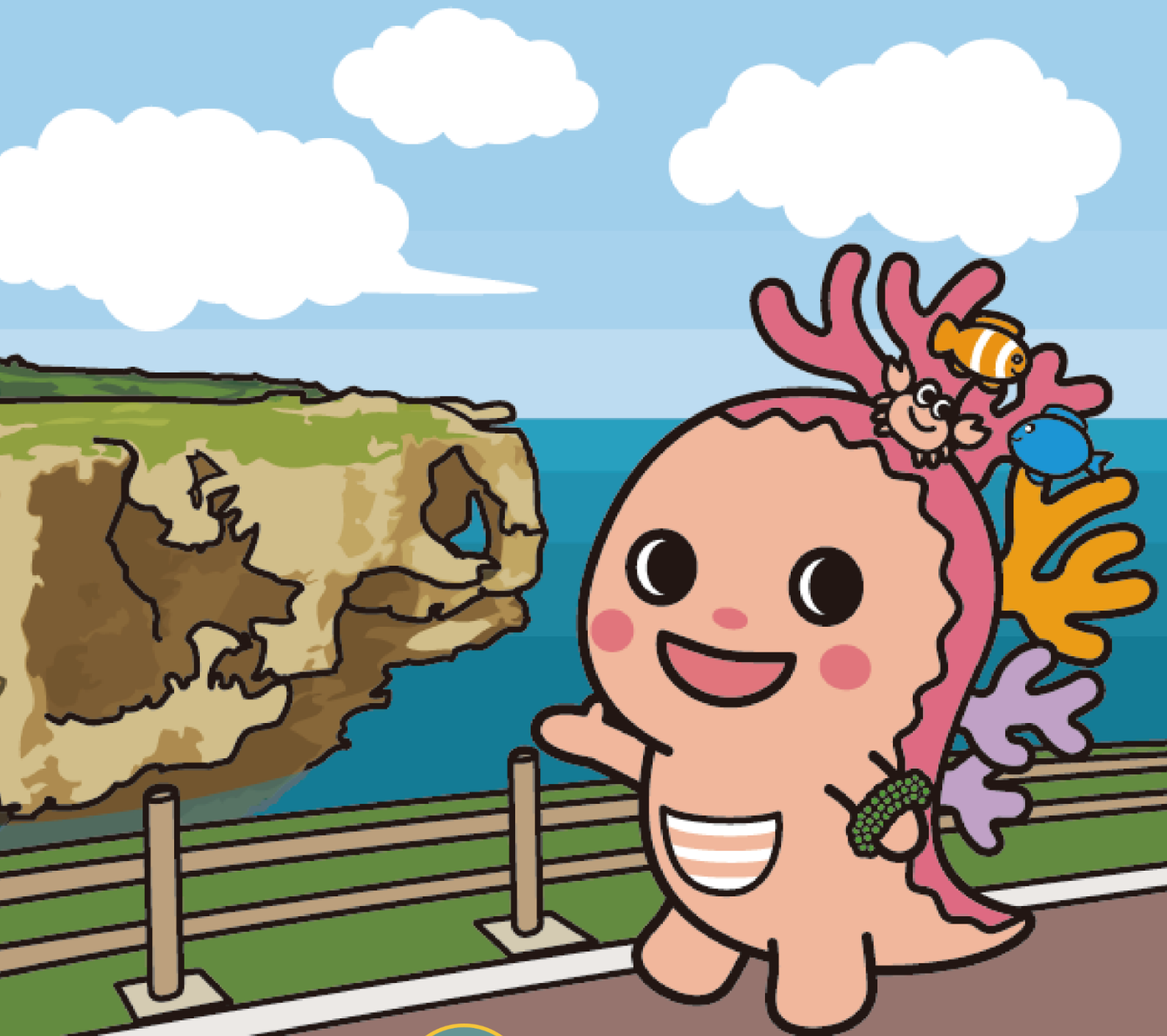


恩納村地域防災計画 【概要版】



恩納村

1. 計画の目的・方針

地域防災計画とは

恩納村地域防災計画は、災害時における村及び防災関係機関等の事務や業務、自助や共助による地域における防災の取り組み等を包括する総合的な計画であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、恩納村防災会議が作成する計画です。

村民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

なお、本計画は、上位計画である国の防災基本計画や沖縄県の地域防災計画と整合を図る必要があります。

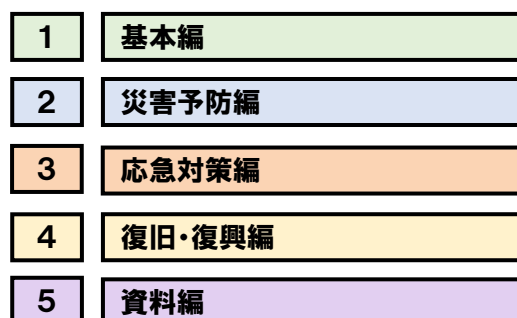


恩納村地域防災計画の位置づけ

計画の構成

現行の恩納村地域防災計画の課題や沖縄県地域防災計画との整合性を考慮しつつ、災害発生時の混乱した状況を想定し、災害対策から復旧復興までを一連の流れで把握できるように記載項目を時系列に沿った構成となっています。

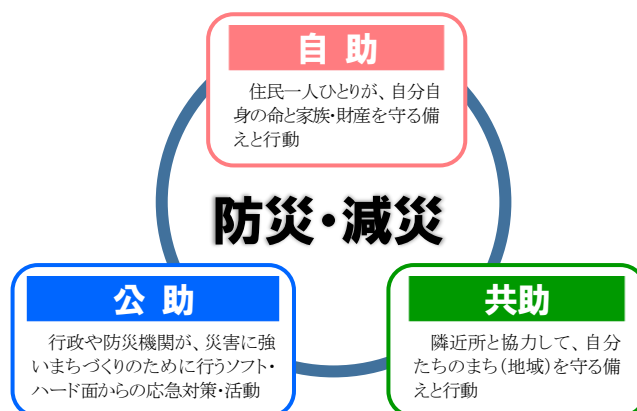
恩納村地域防災計画は、「1.基本編」、「2.災害予防編」、「3.応急対策編」、「4.復旧・復興編」、「5.資料編」の5編で構成されています。



地域防災計画にて想定する災害

恩納村では、近年の風水害、地震災害などを教訓として、災害時の被害を最小限に抑えることを目標とした「減災」の考え方に基づき恩納村地域防災計画を見直しています。

また、住民のみなさんが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や村・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担により、各種災害から人命及び財産の保護の実現を目指します。



2. 想定する災害

恩納村地域防災計画では、気象、地勢、地質等の自然特性や村内人口、土地利用状況等の社会的特性だけでなく過去に発生した災害の記録なども考慮し、恩納村において発生する可能性のある災害を以下のように想定しています。

恩納村における災害想定

1. 地震災害(津波災害、液状化を含む)

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

2. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低地部等の排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

3. 土砂災害

- 豪雨時や地震による急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりによる災害

4. 大規模事故

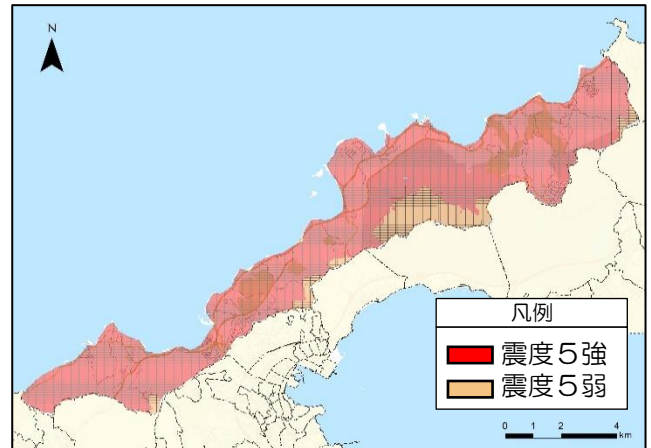
- 大規模な交通事故（道路事故等）
- 航空機事故
- 大規模な火災

5. 危険物等災害

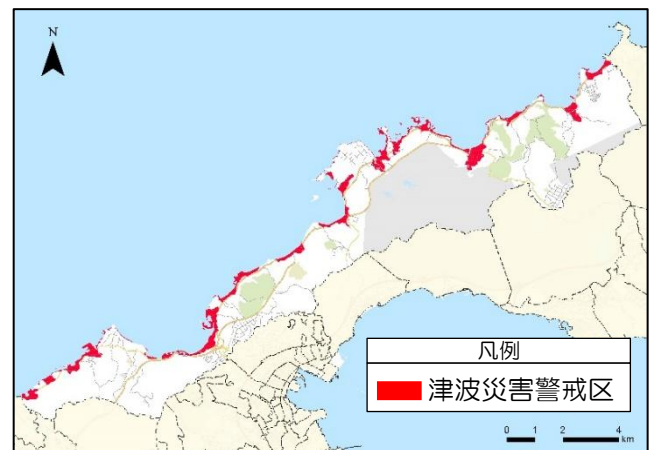
- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害

6. 海上災害

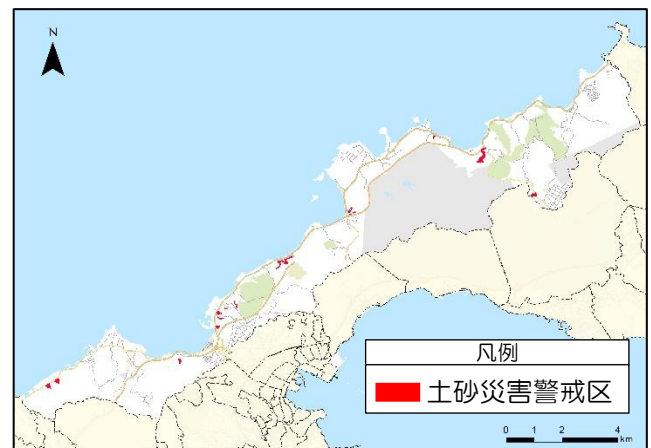
- 船舶等による油流出事故
- 海難事故



久米島北方沖地震震度分布図



津波災害警戒区域



土砂災害警戒区域

3. 災害予防計画

災害予防計画では、災害が発生する前の対策を示した計画です。

恩納村では、「災害に強いむらづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の視点から各種対策を「地震・津波」、「風水害等」に分けて定めています。

災害に強いむらづくり

災害に強いむらづくりを進めるため、防災施設の整備・改修、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震化を推進するとともに、上下水道、通信、電力等のライフラインの耐震化などの安全対策を事業者と連携し進めます。

また、人員、物資の緊急輸送に関し重要な役割を担う緊急輸送路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるよう努めます。

- 適正な土地利用と住環境の整備
- オープンスペースの確保
- 緊急輸送路ネットワークの整備
- 漁港・海岸・臨時ヘリポートの整備
- 防災拠点等の公共施設の整備
- 上下水道、通信、電力、ガス等のライフライン施設の整備
- 建築物の耐震化、倒壊物・落下物対策
- 津波避難体制の整備、津波に強いむらの形成
- 土砂災害対策の推進

災害に強い人づくり

地域住民や事業者への各種災害に対する防災知識の普及・啓発を行うとともに地域住民や事業者等を巻き込んだ実践的な防災訓練の開催や防災講習会などを行い地域防災力の向上を図ります。

また、災害発生時における地域住民の自主防災活動をより効果的に行うため、恩納村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化に努めます。

- 自主防災組織による防災力の向上
- 企業の防災力の向上
- 地域住民の防災意識の向上
- 職員の災害対応力の向上
- ボランティアの育成
- 防災訓練等の実施・検証

災害応急対策活動の準備・避難体制等の整備

恩納村では、各種災害に迅速かつ円滑に対応し、村民の生命・財産への被害を最小限とするために、初動体制の強化、防災関係機関との協力体制の強化等災害応急活動体制の整備を推進します。

また、情報の伝達、避難誘導、救出救助、災害時の広報、災害時の相互協力・応援体制、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動等についてきめ細かな事前措置を行うとともに要配慮者対応、観光危機管理対応を充実するための職員の防災対応力の向上を図り、被災者等の多様なニーズに対応するため、人材育成を含めたボランティアの育成にも努めます。

- 初動体制を含む災害応急活動体制の整備
- 情報の収集・伝達体制の整備・強化
- 災害時の広報体制の整備・強化
- 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化
- 消防・救急・医療体制の整備
- 避難場所の指定・整備
- 避難誘導體制の整備
- 緊急輸送体制の整備
- 物資調達体制の整備
- 応急給水体制の整備
- 災害廃棄物・し尿処理体制の整備
- 避難施設等の公衆衛生対策等実施体制の整備
- 避難行動要支援者の支援環境整備
- 高齢者・障がい者等の支援環境整備
- 外国人・観光客等の支援環境整備
- 応急教育体制の整備

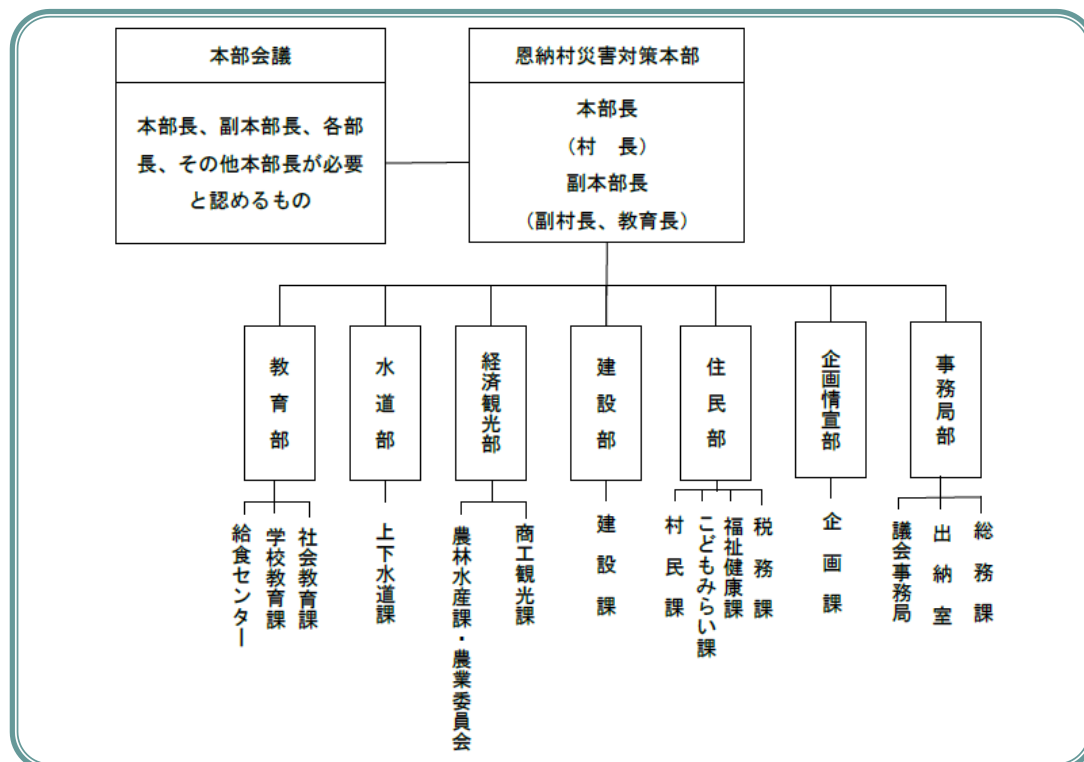
4. 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害発生時に迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、恩納村や関係機関が実施する様々な応急対策を示した計画です。

災害応急活動体制

恩納村では、地震・津波、風水害等の災害発生時に迅速かつ的確な初動対応を実施するため、次の組織、配備体制を確立し、災害応急活動を遂行します。

■災害が発生した場合の恩納村の組織体制



■災害が発生した場合の恩納村職員が配備につく基準

区分	配備基準	配備内容
第一配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> 本村において震度4の地震が発生したとき。 本村に津波注意報が発表されたとき。 台風が接近し、本村が暴風域内に入ると予想されるとき。 本村において雨に関する警報が発表されたとき。 	情報、連絡を担当する少数の人員をもって充てる。
第二配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 本村において震度5（弱）の地震が発生したとき。 本村に津波警報が発表されたとき。 地震に伴う災害の発生により、本村の道路で通行規制の実施が必要となったとき。 本村が暴風域内に入ったとき。 台風等による越波により、本村の道路で通行規制の実施が必要になったとき。 	災害発生とともに災害応急活動が開始される体制。
第三配備 (救助体制)	<ul style="list-style-type: none"> 本村において震度6（弱）以上の地震が発生したとき。 地震又は津波により本村に重大な災害が発生したとき。 台風又は雨により本村に重大な災害が発生したとき。 	動員可能な職員をすべて充てるもので完全な非常態勢。

災害応急活動

恩納村では、配備体制を確立し、災害や時期に応じた災害応急活動を実施します。恩納村単独では十分な対応が困難な場合は、県や他市町村、自衛隊等に対して応援や協力を要請します。

(1) 情報の収集・伝達、災害警戒

災害発生時に被害の状況を早期に把握するとともに、災害時の通信連絡系統に基づき住民、事業所、観光客などのみなさんへ、地震・津波に関する情報、気象情報、土砂災害警戒情報などを伝達します。

(2) 災害の広報

報道機関等と連携し、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の方々へも配慮のうえ、避難に関する情報、交通の状況、ライフラインの状況、飲料水・食料等の生活救援情報などの広報を行います。

(3) 相互協力・応援要請

災害から住民の生命を保護し、被害を軽減するため、自衛隊、県、応援協定機関・団体・他自治体、民間企業等へ協力・応援要請を行います。また、恩納村社会福祉協議会が災害発生後に設置・運営するボランティアセンターへの支援を行い、ボランティア活動が円滑に実施できるようにします。

(4) 避難対策

災害が発生した場合や発生するおそれのある場合、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、特に要配慮者の安全に留意して避難誘導を実施します。また、要配慮者にも十分に配慮した良好な避難生活環境を確保しつつ、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズに配慮のうえ、避難所を利用する方々の自主運営を基本に避難所を運営します。なお、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供等の在宅避難者の支援も行います。

(5) 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者支援計画等に基づき、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行います。必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者等の支援ニーズを把握のうえ、巡回ケアサービス、広報活動、生活相談支援などを行います。また、観光客に対しては、県、OCVB、恩納村観光協会と連携し、避難所等の安全な場所に誘導し、「恩納村観光危機管理計画」に基づき迅速かつ確実な情報発信を行うとともに、帰宅支援を実施します。

(6) 消防・救急・救助活動

災害から住民の生命を保護し、被害を軽減するため、金武地区消防本部が中心となって消防団や自主防災組織と連携し、効果的な救出・救助活動及び消火活動を実施します。自らの消防力では活動が困難な場合は、沖縄県消防相互応援協定に基づき他の消防機関に対して応援を要請します。

(7) 災害時の医療救護

恩納村は、県及び医療関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な助産を含む医療救護活動を行います。医薬品・資機材を調達するとともに、応急・臨時救護所、助産所を設置することにより、負傷者や病人の医療・救護、助産活動を実施します。また、大規模な災害が発生したときや避難生活が長期化する場合には、心のケア対策に取り組みます。

(8) 生活救援対策

災害によって飲料水や食料を確保できない住民のため、緊急給水等の給水活動、食料等の応急配給、炊き出しの実施、生活必需品等の供給を実施します。また、義援物資、義援金の受入れ・配分、災害時の総合相談窓口の設置、り災証明書発行、被災者台帳の作成などを行います。

(9) 二次災害対策及び住環境の確保

被災建築物について応急危険度判定を実施し、必要と認める場合には、被災住宅の応急修理などを行います。また、災害によって住家を失った被災者の方々に対して、応急仮設住宅、福祉仮設住宅の建設、公営・民間住宅の空き家活用などにより、住宅を提供します。

(10) 災害時の環境・衛生対策

感染症対策、避難所等の保健衛生活動、被災地の防疫活動、ペットの対応、災害廃棄物の処理、遺体の処理・埋葬などの活動を行います。

(11) 応急教育・応急保育

災害時には園児、児童、生徒などの安全確保に努めるとともに、安否確認を実施します。施設の被害状況を確認のうえ、応急教育や応急保育の措置を講じます。また、文化財については、被害状況の調査、復旧計画等を実施します。

(12) 災害時の警備対策

災害に乗じた犯罪への対応として、石川警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、被災地の警備・防犯活動を行います。

(13) その他の活動

その他、ライフラインや都市施設の応急対策、農水産物の応急対策、道路災害対策、危険物等対策、海上災害対策、不発弾処理対策などの災害応急活動を実施します。

「もしもの事態に備えましょう。」

各種災害による被害を最小限に抑えるためには、住民1人1人の備えが重要です。

恩納村では、災害に強いむらを目指し、土砂災害警戒区域等の周知、恩納村情報メールの整備、恩納村防災マップ（総合地図システム、WEB版）の作成、防災訓練の開催等に取り組んでいます。



恩納村情報メール



恩納村防災マップ冊子版



WEB版恩納村防災マップ



5. 災害復旧・復興計画

住民生活安定のための緊急措置

恩納村は、被災者の生活相談や被災証明の発行など、可能な限り細やかな対応に努めます。また、雇用の確保、災害弔慰金等の支給、生活資金の融資、税の減免、住宅復興資金の融資及び災害公営住宅の建設など住民が早期に生活の安定を図ることができるよう支援します。さらに、観光産業の早期復興を図るため、「恩納村観光危機管理計画」に基づき県、観光関連団体・各種関連事業者等と連携し、情報の収集及び発信を行います。

災害復旧事業

恩納村は、災害が発生した場合に関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況などを的確に把握し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

災害復興事業

恩納村は村の再建を速やかに実施するため、国・県等と連携し、地域のコミュニティや男女共同参画、要配慮者の参画等の視点を踏まえた「復興計画」を策定します。

事業の実施にあたっては、関連諸制度を活用しながら、良好な住環境の形成と都市機能の更新を図ります。

恩納村地域防災計画【概要版】

令和8年3月

恩納村役場 総務課

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL 098-966-1200